

## 福島県水環境保全基本計画（改定案）の主な変更点

12月20日に環境審議会第2部会の委員の皆様へ意見照会した時からの主な変更点は以下の通りです。

なお、第1章～第3章及び第5章について、大きな変更点はありません。

### 第4章 目標達成のための総合的施策

#### 施策の小分類について

#### 1 清らかで安全な水質の保全

##### 生活排水対策の推進

変更前	変更後	変更理由	頁
イ 浄化槽対策の推進	イ 浄化槽整備などの推進	浄化槽対策では浄化槽に問題があるかのようにとれるため変更	20

##### 地下水汚染対策などの推進

変更前	変更後	変更理由	頁
イ 汚染土壌の浄化対策の推進	イ 土壌汚染対策の推進	適正な表現に修正	20

#### 3 多様な生物が共生する、人々が親しむ水辺地の保全

##### 水とふれあう場の保全と創造

変更前	変更後	変更理由	頁
ア 人と水や緑、生き物等とのふれあいの創造	ア 人と水や生物などとのふれあいの創造	計画の他の部分では「生き物」ではなく「生物」としているため統一するため変更 なお、「緑」は「生物」に含まれるため「緑」、「生き物」を併せて「生物」とした。	21

4 水を大切にすることを育てる、水環境を守る活動の推進  
 水を活用した地域の活性化

変更前	変更後	変更理由	頁
イ 観光地としての水利用	イ 水環境を活かした観光誘客	意味を分かりやすくするため変更	21

施策の数値目標について

1 清らかで安全な水質の保全  
 水道水源の保全

変更前	変更後	変更理由	頁
	・水源かん養保安林の指定面積	施策に関連するため追加	29

地下水汚染対策などの推進

変更前	変更後	変更理由	頁
・地下水汚染の調査を終了した割合	・地下水の汚染対策が完了した地点の割合	意味を分かりやすくするため変更	31
・化学肥料使用量		施策の内容(化学肥料の低減を図る)と目標区分(横ばい傾向)が矛盾するため削除	31

化学物質などによる水質の汚染の防止

変更前	変更後	変更理由	頁
・化学合成農薬使用量		施策の内容(化学合成農薬の適正使用)と目標区分(横ばい傾向)が矛盾するため削除	32
・県内工業製品出荷額1億円あたりの化学物質の公共用水域への排出量	・県内の製造品出荷額等1億円あたりの化学物質排出量	工業製品出荷額という名称が誤りのため訂正 空気中にある化学物質は最終的に水に吸収されるため、「化学物質の公共用水域への排出量」から「化学物質排出量」に変更	32

### 河川、湖沼、海域の浄化対策の推進

変更前	変更後	変更理由	頁
・耕作放棄地解消面積 ・森林整備面積		施策の内容に合致しない 目標のため削除	32

### 3 多様な生物が共生する、人々が親しむ水辺地の保全

#### 多様な生物が共生する環境の保全

変更前	変更後	変更理由	頁
・カワウ保護管理計画の達成率	・カワウ捕獲上限数に対する捕獲数の比率	意味を分かりやすく するため変更	39

### 4 水を大切に作る心を育てる、水環境を守る活動の推進

#### 水環境保全活動の推進

変更前	変更後	変更理由	頁
・上下流連携による源流保全活動事例数		施策の内容（上下流の連携を進める）と目標区分（横ばい傾向）が矛盾するため削除	44
	・環境アドバイザーなど派遣事業の受講者数(累計)	水環境保全活動の推進にも関わるため追加	44

#### 環境教育の推進

変更前	変更後	変更理由	頁
・環境アドバイザーなど派遣事業の受講者数		水環境保全活動の推進へ移動	44

その他

資料編を追加した。